

令和3年4月22日
財務部経理課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立太子堂区民センター改修他工事 (令和2年度))

- 1 契約件名 世田谷区立太子堂区民センター改修他工事 (令和2年度)
- 2 相手方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目28番12号
株式会社儘田組
代表者 俣田 玄
- 3 契約金額 既定金額 295,240,000円
変更金額 323,070,000円
- 4 工期 令和3年4月20日
- 5 変更理由 工事着手後、地中障害物が発見されたことにより、撤去処分の追加及び
くいの設置位置の変更が必要になったため。また、それに伴う工期延伸
により共通仮設費や現場管理費等が増加したため。
- 6 専決処分日 令和3年4月1日